

報告事項1（意見聴取）

令和6年9月定例府議会提出予定の議案について

令和6年9月定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき条例案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和6年8月26日

○事件議決案

- 1 大阪府立交野支援学校四條畷校における通学等バスの介助員の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

○条例案

- 1 大阪府立学校条例の一部を改正する条例
- 2 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

<参考>

○今後の予定

- | | |
|---------|---|
| 9月12日以降 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく知事からの意見聴取 |
| 9月18日 | 意見聴取に対する回答期限 |
| 9月19日 | 9月定例府議会本会議開会 |

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	大阪府立交野支援学校四條畷校における通学等バスの介助員の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	大阪府立交野支援学校四條畷校において発生した通学等バスの介助員の負傷事案に関して、損害賠償の額を決定し、民法第695条の規定により和解するため、議決を求めるもの。

○条例案

番号	件名	概要
1	大阪府立学校条例一部改正の件	「府立高等学校再編整備計画」に基づき、城東工科高等学校と布施工科高等学校を統合整備し、新たな工業系高校として大阪府立東大阪みらい工科高等学校を設置するために所要の改正を行う。 施行予定期日：令和7年1月1日
2	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校医等の公務災害に係る補償基礎額を改正する。 施行予定期日：公布の日

第 号議案

大阪府立交野支援学校四條畷校における通学等バスの介助員の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

令和4年10月4日大阪府立交野支援学校四條畷校において発生した通学等バスの介助員の負傷事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解する。

令和6年9月19日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

1 損害賠償の額 894,728円

2 和解の相手方及び内容

相手方住所	氏名	内 容
枚方市	嘉柳 四子	1 大阪府は、相手方に対し、大阪府立交野支援学校四條畷校において発生した通学等バスの介助員の負傷事故（以下「本件」という。）に関する損害賠償金として、金894,728円の支払義務があることを認める。 2 大阪府は、相手方に対し、本和解成立から3週間以内に、1の金員を、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、大阪府の負担とする。 3 相手方と大阪府は、本件に関し、1及び2に定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第三条関係）		別表第二（第三条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立布施工科高等学校	(略)	大阪府立布施工科高等学校	(略)
大阪府立東大阪みらい工科高等学校	東大阪市西鴻池町二丁目	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。

